

竹富町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 31 年 4 月 1 日
竹富町
竹富町議会
竹富町選挙管理委員会
竹富町教育委員会

竹富町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 15 条に基づき、竹富町、竹富町議会、竹富町選挙管理委員会、竹富町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成 27 年内閣府令第 61 号)第 2 条に基づき、竹富町、竹富町議会、竹富町選挙管理委員会、竹富町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、竹富町、竹富町議会、竹富町選挙管理委員会、竹富町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

平成 29 年度の女性管理的地位にある職員に占める女性職員は 2 名で、女性比率は 10.0%と依然として低い状況である。平成 35 年度末までに 4 名を目標とする。

(2) 男性職員の育児休業等の取得

平成 29 年度までに、育児休業を取得した男性職員は 2 名であることから継続して計画期間中の男性職員の育児休業等の取得促進を図る。

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、竹富町、竹富町議会、竹富町選挙管理委員会、竹富町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

一般事務職員の管理職適応年齢の女性職員が少ないことに起因して、管理的地位への女性職員登用が少ないが、適任者であれば性別に関係なく、管理職に登用することとする。

(2) 男性職員の育児休業等の取得

男性職員も育児休業等の取得ができることについての周知を行い、男性の育児休業等の取得促進を図る。また、配偶者出産休暇の取得について、職場の理解が得られるための環境づくりを行う。